

●用語解説●

用 語	内 容
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を推進する上で、法的根拠となる法律です。1999年6月に制定されました。前文では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが明確にされています。
女子差別撤廃条約	1979年、国連総会で採択されました。わが国は、1984年の国籍法の改正、1985年の男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育の見直しなどの条件整備を経て、1985年に批准しています。あらゆる分野の性差別を許さず、男女平等の実現には男女の伝統的役割の変更が不可欠であるとしています。
男女雇用機会均等法	雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者が性別に差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができることを目的としています。1986年4月に施行されました。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	配偶者からの暴力についての通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、恋人からの暴力は対象となっていません。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。暴力の種類はなぐる、けるなどの身体的な暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力など多岐にわたります。
育児・介護休業法	仕事と家庭の両立を図るため、1991年に育児休業法が成立し、その後介護休業法が加えられました。育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、両立を支援する各種制度の充実が進められています。
セクシュアル・ハラスメント	相手を不快にさせる性的な言動のことで、特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」があります。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。例として、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定などがあります。
社会的性別(ジェンダー)	人間は生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
エンパワーメント	政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できるような能力を身につけること。またはその能力を引き出すこと。女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組みの中で重要視されています。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	女性が全生涯にわたって身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態をいいます。いつ何人子どもを産むか(産まないか)を選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つこと、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、性と生殖に関する課題が含まれます。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取組が進められています。仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされています。
鹿児島市男女共同参画計画	本市の男女共同参画社会の形成を目指す行動計画で、平成14年度から23年度までを計画期間としています。5つの基本目標と9つの重点課題を定め市民と行政が一体となった取組を進めています。
男女共同参画都市かごしま宣言	鹿児島市男女共同参画センターの開館を機に、平成13年1月30日、本市における男女共同参画社会の実現を目指して市民と行政が一体となって推進することを宣言しています。

